

令和6年度

介護保険施設等集団指導

村上市 介護高齢課 介護保険室

目次

1. 介護保険の運営指導・監督等について
2. 近年の指摘事項について
3. 令和6年度報酬改定の経過措置の終了について
4. 令和7年度から義務化される事項について

1. 介護保険の運営指導・監査等について

(1) 指導の目的

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保・法令に基づく適正な事業実施
介護保険給付対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化

(2) 指導の形態

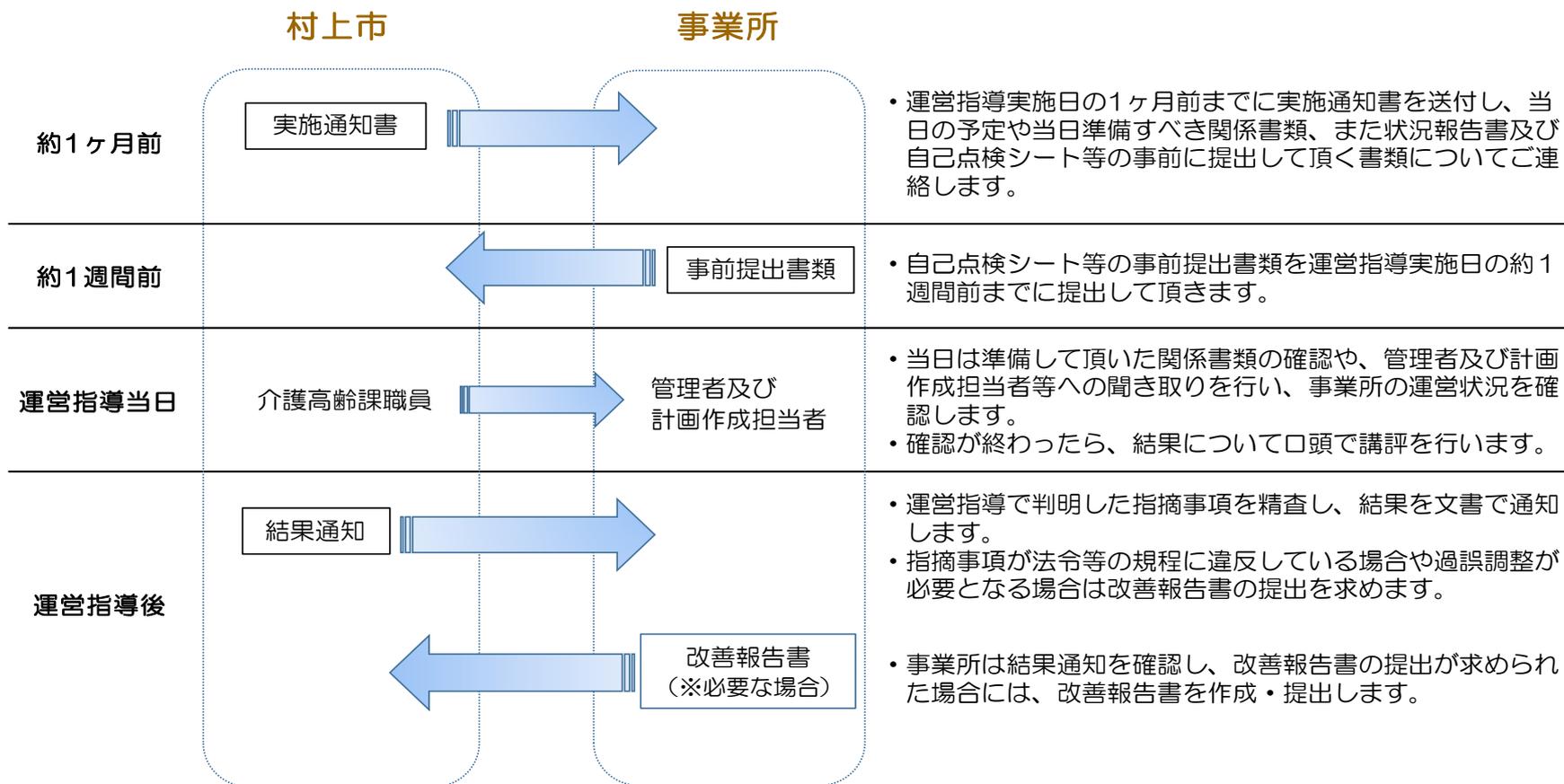
- ① 集団指導・・・事業者が適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底を図る。
介護保険制度の概要、報酬改定、運営指導での指摘事項など。
- ② 運営指導・・・施設、整備等の確認。
利用者に対するサービスの質の確認、利用者の生活実態の把握など、適切なケアマネジメントに基づいた一連のプロセス、サービスの実施の確認。
基準等に規定する運営体制に関する指導など。

(3) 監査について

- ① 監査対象となる介護保険施設等の選定基準
通報・苦情等に基づく情報や運営指導において確認した情報を踏まえて、指定基準違反や人格基準
尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に行う。
- ② 監査の方法
報告、帳簿書類等の物件の提示を求め、関係者の出頭、質問を行うことにより情報を収集するとともに現地に立ち入って検査を行い、事実関係を確認する。

(4) 運営指導の流れ

運営指導の一連の流れは以下のとおりです。



2. 近年の指摘事項について・・・ここ数年で指摘のあった事項を紹介します。 該当する場合は、改善に努めてください。

地域密着型サービス

項目	指摘事項	解説・指導
勤務体制の確保等	認知症介護にかかる基礎的な研修を受講するための必要な措置が講じられていない。	令和6年4月1日から、一定の資格を有する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務化されています。受講対象者がいる場合は、受講させるために必要な措置を講じてください。
運営規程	虐待防止のための措置に関する事項が定められていない。	虐待防止に係る措置は令和6年4月1日から義務化されており、運営規程においても定めておく必要があります。運営規程に追記するとともに、変更届を提出してください。
居宅サービス計画の作成 (小規模多機能型居宅介護)	<ul style="list-style-type: none">ケアプランの同意日の記載漏れや計画作成者氏名が、前計画作成担当者の氏名のまま訂正されていない。同意を得ないままサービス提供を行っていた。	<ul style="list-style-type: none">サービス提供の実施においては、提供開始前にケアプランに対する同意を得てください。また、ケアプランの作成にあたり、適切に業務を行ってください。

項目	指摘事項	解説・指導
身体拘束等の禁止	<p>身体的拘束等のための対策を検討する委員会は、検討事例がない場合であっても定期的を開催する必要があるが、開催されていなかった。</p>	<p>身体的拘束等のための対策を検討する委員会は、検討事例がない場合であっても定期的を開催してください。</p>
事故発生時の対応について	<p>マニュアル等が古いままで見直しが行われていなかった。</p>	<p>定期的に見直しを行い、従業員に周知してください。</p>
サービス提供の記録	<p>バイタルや排泄の記録、食事摂取量の記録、連絡帳など利用者の情報が複数箇所に記録されていた。</p>	<p>その日一日の個人の心身の状況が一目で分かるよう、個人記録をまとめて記録してください。</p>

居宅介護支援

項目	指摘事項	解説・指導
ケアプランの変更に伴う一連の業務①	担当介護支援専門員の居宅介護支援事業所変更について、軽微な変更として業務を行っていて、サービス担当者会議の開催等も行われていませんでした。	担当介護支援専門員の居宅介護支援事業所変更は、軽微な変更には該当しないため、事業所変更による契約・ケアプラン変更の際、一連の業務を行うことが必要です。適切に業務を行ってください。
ケアプランの変更に伴う一連の業務②	担当介護支援専門員の居宅介護支援事業所変更により、契約後に新しいケアプラン作成、サービス担当者会議、利用者への説明・同意が必要ですが、前事業所のケアプランの写しを使用し、事業所名を見え消して修正しただけの事例がありました。	新しいケアプランを作成し、利用者へ説明・同意を得てください。
居宅介護支援の具体的取扱い方針①	サービス利用票に利用者の確認（署名等）がないものがありました。	利用票には確認（署名等）を得て、また利用票の交付と同意を得たことを支援経過等に記録してください。

項目	指摘事項	解説・指導
居宅介護支援の 具体的取扱い方針②	支援経過が訪問記録しか記載されて いませんでした。	支援経過にはアセスメント、サービス担当者会議、モニタ リング等を実施したことやその面接場所、内容等、またケ アプランに同意を得た日、利用票を交付した日などケアマ ネとして実施した業務、サービスを利用しての利用者の変 化など明確に過不足なく記載してください。
感染症の予防まん延防止 のための措置	感染症対策版の業務継続計画と兼ね ることができることとなっています が、兼ねるには内容が不十分でし た。	感染症の予防まん延防止のための指針を作成するか、業務 継続計画の内容を補完してください。
サービス担当者会議	サービス担当者会議に担当者を招集 していなかった。また欠席した場合 の意見照会がされていなかった。	サービス担当者会議では、担当者に対して専門的な見地か らの意見を求めているため、やむを得ない理由で欠席の場 合、意見照会を行うこと、またその意見をサービス担当者 会議の要点等に記録してください。

3. 令和6年度報酬改定の経過措置の終了について

① 業務継続計画未策定減算の適用

～R7.3.31

感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には減算を適用しない

R7.4.1～

業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は**減算を適用**

② 身体拘束廃止未実施減算の適用

R7.4.1～

- 身体拘束等を行う場合に記録を行っていない
- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1度以上開催していない
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない
- 身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない

上記の場合は**減算を適用**

③ 介護職員等処遇改善加算

R7.4.1～

加算Ⅴ（１） ～ 加算Ⅴ（１４）を廃止

④ 協力医療機関関連加算の単位数変更

会議を開催する協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第152条第1項各号に掲げる要件を満たしている場合の単位数

～R7.3.31 100単位

R7.4.1～ 50単位

※指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
第152条第1項各号

- 一 入所者の病状が急変した場合において医師又は看護職員が相談を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

※ ① ② ③ については、体制届の提出が必要です。

4. 令和7年度から義務化される事項について

「書面掲示」規制の見直し

基準省令上、運営規程の概要等の重要事項等については、原則として介護保険施設等内での「書面掲示」を求めています。

令和7年4月 1日より

「書面掲示」に加えて、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととなります。